

岩手県個別業務システム統合基盤更新業務  
調達仕様書

令和6年5月

岩手県

## 目 次

第1章 調達件名 .....	1
第2章 作業の概要 .....	2
1 背景と目的 .....	2
2 調達の方針 .....	2
3 現行システムの概要 .....	2
4 調達の範囲 .....	2
5 納入成果物 .....	4
6 スケジュール .....	6
第3章 システム要件 .....	7
1 ハードウェア要件 .....	7
2 ソフトウェア要件 .....	14
3 バックアップ要件 .....	16
4 ネットワーク要件 .....	17
5 データセンタ要件 .....	18
6 サーバ移行要件 .....	19
1 テストの計画 .....	20
2 テストの実施及び評価 .....	20
第5章 運用保守要件 .....	21
1 運用保守設計 .....	21
2 運用保守要件 .....	21
3 ドキュメントの管理 .....	23
4 問い合わせ窓口 .....	23
5 作業報告 .....	23
第6章 開発作業体制及び作業方法 .....	24
1 作業体制 .....	24
2 構築方法 .....	24
第7章 契約条件等 .....	26
1 契約期間 .....	26
2 業務の再委託 .....	26
3 契約不適合責任 .....	26
4 次々期システム移行支援 .....	27
5 知的財産権の帰属等 .....	27
6 機密保持 .....	28
7 受託者の要件 .....	28
8 法令等の遵守 .....	29

## 第1章 調達件名

岩手県個別業務システム統合基盤更新業務

## 第2章 作業の概要

### 1 背景と目的

岩手県個別業務システム統合基盤（以下「統合基盤」という。）は庁内個別業務システムの最適化を目的として、平成21年に構築されたものである。また現在稼働している統合基盤は令和元年度に更新したものである。利用開始から5年以上経過しており、ハードウェアの老朽化、保守が困難になることなどが想定される。

本調達の目的は、統合基盤の更新を実施し、引き続き庁内個別業務システムの最適化を実現するものである。

### 2 調達の方針

#### (1) コストの抑制

統合基盤を構築した最大の目的はハードウェア及びソフトウェアの調達及びランニングコスト削減であることから、調達費用を極力抑えられる構成とすることが重要となる。

#### (2) システムの移行

現在稼働中の個別業務システムについては、移行後も安定的に稼働する必要がある。また、移行作業においては、個別業務システム側の作業を最小化すること、また移行に伴う稼働停止時間も極力短くすることが求められる。

#### (3) 可用性

多くの個別業務システムが統合基盤上で稼働することから、可用性の確保に十分な構成及び体制が求められる。機器の冗長化、適切なバックアップ、必要なソフトウェア・ファームウェアの更新、仮想基盤を熟知した要員の確保、強靱なデータセンタへのハウジングなど、安定稼働に資する対策が必要である。

### 3 現行システムの概要

別紙1「現行統合基盤概要図」のとおり。なお、本調達における更新対象となる範囲は、図中の破線で示す範囲である。

### 4 調達の範囲

統合基盤構築に係る要件定義、基本設計、詳細設計、移行設計、運用設計、機器調達及び構築作業、総合テスト、受入テスト、マニュアル作成一式を調達する。

本調達における各作業の概要を表1に示す。

表1 作業概要

項番	作業名称	作業概要	実施主体	
			受託者	県
1	プロジェクト管理	プロジェクト計画を立案する。 進捗・品質・要員・リスク・変更等、本調達に係るプロジェクトに関する各種管理を実施する。	○	
2	基本設計	ハードウェア構成・ネットワーク構成等の基本的な仕様について設計を行う。	○	△
3	詳細設計	基本設計書に基づき、ハードウェアやネットワーク等の詳細仕様について設計を行う。	○	
4	移行設計	現統合基盤から新統合基盤への仮想マシン移行作業についての設計を行う。	○	
5	運用設計	稼働後の運用や障害対応等についての設計を行う。	○	
6	構築作業	機器の調達・据付、仮想基盤の構築を行う。また仮想マシンの移行に係るネットワーク等の構築も行う。	○	
7	テスト	テスト実施計画書に基づき、業務利用に問題が無いことを確認する。また、仮想マシンの移行が問題ないことを確認する。	○	△
8	受入テスト	受入テスト実施計画書に基づき、調達仕様書の仕様を満たしていること、各種設計書の仕様を満たしていることの確認を行う。	△	○
9	マニュアル作成	各種マニュアルの作成を行う。	○	

○：主体となって実施

△：支援を行う

以下は本調達には含めないが、本調達完了後に想定される作業の概要を表2に示す。

表2 本調達完了後の作業概要

項番	作業名称	作業概要	実施主体	
			受託者	県
10	移行作業	仮想マシンの移行作業を行う。	○	△
11	運用保守	新統合基盤稼働後の運用保守作業を行う。	○	
12	次々期統合基盤移行支援	新統合基盤から、次々期統合基盤への移行支援作業を行う。	○	

○：主体となって実施  
△：支援を行う

## 5 納入成果物

### (1) 納入成果物及び期限

受託者は、表3「納品物一覧表」に示す納品物を作成し、県が指定する場所に期日までに提出し、県の承認を得ること。

表3の納品物の作成が困難な場合、代替案を提示すること。成果物は、必要に応じ、適切な情報を追加すること。また、専門用語には必ず説明を付すこと。

### (2) 納入形態

成果物は、CD-R・DVD等の媒体に格納した電子データ1部を納入すること。

### (3) 納入後の更新について

本調達に係る契約期間中、既に納入済みの成果物に変更が発生した場合には、都度更新版を提出し県の承認を得ること。更新版の提出に際しては、必ず更新履歴を添付すること。

表3 納品物一覧表

項番	区分	成果物名	主な内容	提出期限
1	成果物	ハードウェア一式	サーバ・ネットワーク機器等並びにそれに関する保証書類	別途定める時期まで
2		ソフトウェア一式	ソフトウェア等のライセンス並びにライセンスの購入を証明できる書類	別途定める時期まで
3	計画策定	プロジェクト計画書	プロジェクトの基本計画	契約締結後2週間以内
4	プロジェクト管理	システム構築作業進捗報告書	プロジェクトの進捗状況の報告	別途定める時期まで
5	基本設計	基本設計書	システム概要図、仮想化ソフト設計、サーバ設計、ストレージ設計、ネットワーク設計、設備設計等	基本設計完了時
6	詳細設計	詳細設計書	基本設計書に基づいた詳細設計	別途定める時期まで
7	移行設計	移行設計書	仮想マシンの移行方法、手順等	別途定める時期まで
8	運用設計	運用設計書	統合基盤を運用するための設計	別途定める時期まで
9	テスト	テスト実施計画書	テストの実施計画	テスト実施前まで
10		テスト実施報告書	テスト項目・実施結果・分析等	別途定める時期まで
11	受入テスト	受入テスト実施計画書	受入テストの実施計画	受入テスト実施前まで
12	マニュアル	システム管理者マニュアル	システム管理者向けのマニュアル	別途定める時期まで
13		個別業務システム管理者マニュアル	個別業務システム管理者向けのマニュアル	別途定める時期まで





## 第3章 システム要件

### 1 ハードウェア要件

#### (1) 前提条件

現在の統合基盤の機器構成概略を別紙2に示す。また移行予定の仮想サーバの一覧を別紙3に示す。

なお、クラウドサービスでの提案においては、以下の要件を全て満たすこと。

ア ISMAPクラウドサービスリストまたは同等と認められる第三者認証を取得しているサービスを採用すること。

イ 第3章 システム要件(2)～(7)及び(9)～(10)に示すハードウェア要件に準拠すること。

#### (2) ハードウェア共通要件

統合基盤を構成するハードウェアの共通的な要件を以下に示す。

- ・稼働開始から最低でも5年間、部品供給等のサポートが受けられるハードウェアであること。
- ・広く利用されている一般的な技術により、他の自治体または民間企業において実績がある安定した機能であること。

(3) 仮想化ホスト要件

統合基盤の仮想化ホスト要件を表5に示す。

表5 仮想化ホスト要件一覧

項目	詳細
台数	次の各リソースを満たす必要台数であること。 外部のデータセンターへの設置を前提とした構成とすること。なお、HCI 構成の提案も認める。
CPU	①OracleDB を導入しないハイパーバイザー 256 コア/512 スレッド以上、②OracleDB を導入するハイパーバイザー 128 コア/256 スレッド以上であること。 各種ライセンスの調達費用及び保守費用を考慮したソケット数・コア数とすること。
メモリ	①OracleDB を導入しないハイパーバイザー 2,048GB 以上、② OracleDB を導入するハイパーバイザー1,024GB 以上であること。 メモリのオーバーコミットは行わない。
ストレージ (ハイパーバイザー領域)	OracleDB の導入可否に関わらず、いずれのハイパーバイザーについても実効容量 200GB 以上の RAID 1、6 または 10 のいずれかの構成によるハイパーバイザー領域とすること。主要部品については活性交換が可能なこと。
ストレージ	① OracleDB を導入しないハイパーバイザー ・キャッシュ SSD は 3WPD 以上の Mixed Use SAS とすること。 ・キャパシティ SSD は 1WPD 以上の SAS とすること。 ・128TB 以上の実効容量とすること。 ② OracleDB を導入するハイパーバイザー ・SSD は 3WPD 以上の Mixed Use SAS とすること。 ・25TB 以上の実効容量とすること。
ネットワークインターフェース	10Gbps 以上の通信速度でポート数 4 以上を有しており、かつリングアグリゲーション等の冗長性方式に対応できること。
冗長化	電源ユニットおよびファン等主要部品については、冗長化されており、活性交換が可能なこと。
セキュリティ	・BIOS やファームウェアについて意図しない、もしくは悪意ある変更から保護するため、それらのバージョンアップや設定変更を禁止する機能を持つこと。また、その機能はシステムを再起動することなく有効化・無効化できること。 ・BIOS イメージおよび OS イメージに破損または悪意ある改ざんがある場合、サーバの内蔵機能による正常なイメージへの自動復

	旧が可能であること。
管理機能	故障または故障の予兆を検知し通知する機能を有すること。
機器保守	24 時間 365 日のオンサイト保守契約であること。

(4) バックアップストレージ要件

統合基盤のバックアップストレージ要件を表6に示す。

表6 バックアップストレージ要件一覧

項目	詳細
ストレージ	SSD と HDD との Hybrid 構成または SSD 構成とすること。 ストレージの増設を停止することなく実施できること。 ストレージの障害を検知し、自動的に正常なストレージへ移行できること。(ホットスワップ)
容量	別紙3及び第3章3バックアップ要件を参照に必要なリソースを提案すること。
ネットワークインターフェース	10Gbps 以上の通信速度でポート数4以上を有しており、かつリングアグリゲーション等の冗長性方式に対応できること。
冗長化	ストレージコントローラや電源ユニットおよびファンなど、主要部品については冗長化すること。 主要部品については活性交換が可能なこと。
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップ元データやバックアップ先データに異常がある(ランサムウェア等のウイルスに感染している)事を検知する仕組みを有すること。</li> <li>・アカウントログイン状況等の監査を行う機能を有すること。</li> </ul>
管理機能	故障または故障の予兆を検知し通知する機能を有すること。
機器保守	24 時間 365 日のオンサイト保守契約であること。

(5) バックアップサーバ要件

統合基盤のバックアップサーバ要件を以下に示す。

- ・表6及び第3章3の要件を満たしているリソースを提案すること。
- ・表6及び第3章3の要件を満たす代替りの手段を提示できれば、バックアップストレージ及びバックアップサーバの代替として、バックアップアプライアンスを利用することは妨げない。

(6) 管理サーバ

統合基盤の管理サーバ要件を以下に示す。

- ・仮想化ソフトを管理する場合において、サーバを別途調達する必要がある場合は、その用途を提示するとともに、必要なスペック等を提案すること。
- ・仮想アプライアンスとすることも可とする。

(7) メインネットワークスイッチ

統合基盤のメインネットワークスイッチ要件を表7に示す。

表7 メインネットワークスイッチ要件一覧

項目	詳細
台数	統合基盤の構成に沿って必要となる台数を調達すること。
ネットワークインターフェース	10GbE以上のポートを必要数有すること。
冗長化	リングアグリケーション機能等で冗長化を図ること。 電源ユニット及びファンは、活性交換が可能なこと。
VLAN	IEEE802.1Q タグ VLAN 機能を有すること。
ルーティング	L3 ルーティング機能を有すること。
機器保守	24時間365日のオンサイト保守契約であること。

(8) 管理用端末要件

個別業務システム管理者が、別途県が指定する場所において仮想サーバで作業を行うための端末を調達すること。管理用端末要件を表8に示す。

表8 管理用端末要件

項目	詳細
台数	2台
CPU	以下の条件を全て満たすこと。 (1) Passmark 社の CPU Mark スコアが「11,000」以上かつ、Microsoft Windows 11 Pro に対応可能であること。 (2) 以下の世代以降の CPU であること。 Intel Core i シリーズの場合：第 10 世代以降 AMD Ryzen シリーズの場合：第 5 世代以降
メモリ	16GB 以上
ストレージ	NVMe SSD 256GB 以上
セキュリティチップ	TPM2.0 若しくは TCGv2.0 に準拠
光学式ドライブ	DVD スーパーマルチドライブを装備すること (外付け可)。
ネットワークインターフェース	1000Base-T/100Base-TX/10BASE-T (RJ-45) LAN 端子を装備すること。
USB	USB TYPE-A 準拠の接続口を 2 個以上装備すること。
外形	液晶ディスプレイ内蔵ノートブック型とすること。
OS	Microsoft Windows 11 Pro 64bit 日本語版であること。
添付物	リカバリメディアを添付すること。
動作要件	ウイルスバスターApexOne が正常に動作すること。 AssetView (株式会社ハンモック) が正常に動作すること。 個別業務システム管理者が仮想サーバで作業を行うための環境 (ソフトウェア等) を整備すること。 USB ドングルによる Windows ログインが実施できるよう整備すること。

(9) ハードウェア保守要件

統合基盤のハードウェア保守の要件を以下に示す。

- ・ 統合基盤の稼働にあたり重要な機器については、メーカーのハードウェア保守を本調達に含めること。
- ・ 稼働開始から5年以上の保守とすること。
- ・ 24時間365日対応とすること。
- ・ 訪問保守・パーツ保証とすること。
- ・ エンジニアが4時間以内に到着すること。

(10) その他

- ・ その他統合基盤を構築するにあたり必要な部材・機器等も本調達に含めること。
- ・ Oracle Database のライセンス調達費用を低減するため、原則として Oracle Database を導入するハイパーバイザーと左記以外のハイパーバイザーを、物理的に分離させた構成とするが、提案により単一のハイパーバイザー構成も認める。

## 2 ソフトウェア要件

統合基盤に必要なソフトウェアの要件を以下に示す。

### (1) 仮想化ソフト

- ・ 広く利用されている一般的な技術により、他の自治体または民間企業において実績がある安定した仮想化ソフトであること。  
ただし、以下の仮想化ソフト又は同等と認められる機能を有すること。
  - ・ VMware Cloud Foundation
  - ・ Microsoft Hyper-V
  - ・ Nutanix AHV
  - ・ Oracle Linux KVM
- ・ VMware ESXi 6.5 及び Hyper-V から移行可能な仮想化ソフトであること。
- ・ Oracle Database のライセンス調達費用を低減するため、原則として Oracle Database を導入するハイパーバイザーと左記以外のハイパーバイザーを、物理的に分離させた構成とするが、提案により単一のハイパーバイザー構成も認める。(再掲)
- ・ 別紙3で示す全ての仮想マシンが移行可能であること。
- ・ 仮想化ソフトを管理するためのツール等が必要な場合は、本調達に含めること。
- ・ 仮想化ホストで障害を検出した場合、仮想化ソフトのメンテナンスが必要となった場合に備えて、仮想化ソフト間を無停止で移動できる機能を実装すること。統合基盤構成上の理由により機能を実装できない場合は、その対応策を提案すること。
- ・ ライセンスは5年以上利用できるものを必要数調達すること。保守条件は、統合基盤が24時間365日稼働することを勘案して選定すること。

### (2) WindowsServerDC2022 (仮想マシン用)

- ・ 本調達にて構築する岩手県個別業務システム統合基盤に必要なライセンス数分を調達すること。

### (3) Red Hat Enterprise Linux (仮想マシン用)

- ・ Red Hat Enterprise Linux または同等以上のディストリビューションを全てのホストで利用可能とするために必要な1年以上のサブスクリプションを調達すること。
- ・ Red Hat Enterprise Linux 以外のディストリビューションを採用する場合は、採用する理由を明示するとともに、個別業務システム側の作業を提示すること。
- ・ サブスクリプションを管理する際に、仮想サーバの構築が必要となる場合は、本調達に含めること。



(4) Oracle Database (仮想マシン用)

Oracle Database Processor ライセンス Standard Edition2 について、本調達にて構築する岩手県個別業務システム統合基盤に必要なライセンス数分を調達すること。

(5) OS テンプレートの作成

個別業務システム管理者が新規で仮想マシンを作成する際に、作業を低減するため以下の OS について、OS テンプレートを作成すること。

- ・ WindowsServer2016
- ・ WindowsServer2019
- ・ WindowsServer2022

### 3 バックアップ要件

統合基盤に求められるバックアップ要件を以下に示す。

- ・ 仮想マシン単位での OS イメージバックアップができること。
- ・ 全ての仮想マシンが 1 週間に 1 回 3 世代以上の OS イメージバックアップを保持できるよう構成すること。
- ・ 仮想マシンを停止することなくバックアップが取得できること。
- ・ バックアップソフトを利用する場合は、ハードウェアや統合基盤の構成に適合し、かつ一般的で広く利用されているものを採用すること。
- ・ 重複排除機能等を活用し、記憶容量を効率的に利用すること。
- ・ 個別業務システム運用者が個別にバックアップを取得するための領域を提供すること。

## 4 ネットワーク要件

### (1) 前提条件

統合基盤の上位ネットワークのスイッチ及びファイアウォールは、県の行政情報ネットワークの運用管理を受託している事業者（以下行政ネット管理事業者という。）のデータセンタに格納されている。本調達におけるネットワーク要件の範囲は、上位ネットワーク以下に必要となる機器類及び設定作業、通信回線等となる。現在の統合基盤と上位ネットワーク間の接続についての概要図を別紙4に示す。

### (2) 上位ネットワークとの接続

- ・ 上位ネットワークとの接続については、現在の設定を踏襲する。
- ・ 行政ネット管理事業者のデータセンタに機器を設置する場合は、県及び行政ネット管理事業者と十分協議すること。
- ・ ネットワークスイッチを導入する場合は、冗長化を図るとともに電源やファンなどの活性交換が可能なこと。
- ・ 機器の設置、ネットワーク設定変更など上位ネットワークとの接続に必要な費用は、本調達に含めること。（行政ネット管理事業者に依頼するものも含む。）
- ・ 機器の設置、ネットワーク設定変更による通信停止は、可能な限り最小化するとともに、県の通常執務時間内は避けること。

### (3) 通信回線

- ・ 上位ネットワークとの接続にあたり、通信回線を利用する場合は、1 Gbps（ギャランティ）以上かつインターネット接続から分離された閉域回線を2本接続のうえ、アクセス区間も含め冗長化を図ること。
- ・ 通信回線敷設に要する工事費、構築期間内の回線通信料についても本調達に含めること。

## 5 データセンタ要件

統合基盤は、受託者が提案するデータセンタに設置し、ハウジングサービスを県に提供すること。データセンタの要件を表9に示す。

表9 データセンタ要件

項目	詳細
建物	建物は震度6強以上の耐震性能または免震構造であること。 建築基準法に準拠した耐火建築物であること。
立地	日本国内であること。 水害及び液状化の被害を受ける可能性が低い地域に設けること。
サーバ室	火災を検知する設備を有すること。 ガス系消化設備を有すること。 漏水を検知する仕組みを備えていること。
セキュリティ	建物内への入退館管理をすること。 サーバ室への入室にはICカード等での入退室管理を行い、共連れ防止対策を実施すること。 監視用のカメラを設置すること。
電気設備	24時間365日無瞬断・無停電であること。 電源は商用電源及び自家発電設備の設置により多系統化すること。 自家発電設備は給油なしで10時間以上連続稼働できること。 備蓄燃料は、72時間以上稼働できる分を確保すること。 無停電電源装置により、停電等で電源が切り替わっても電源供給が停止しないこと。
空調	空調設備は冗長化されていること。
要員体制	24時間365日要員が常駐していること。または、同等の監視体制が整っていること。
ラック	データセンタにてラックを提供する場合は、ラックを本調達に含めないこと。 震度6強以上の耐震対策を施すこと。
その他設備	フリーアクセスフロアや配管、その他データセンタの運営に重要な設備について震度6強以上の耐震対策を施すこと。
災害発生時の対応	地震等災害発生時にデータセンタの機能停止が発生した場合に備えて早期に復旧するためのマニュアル・BCP等を整備すること。

## 6 サーバ移行要件

### (1) 前提条件

本調達では、仮想サーバ移行にあたり必要な環境を整備し、令和7年4月1日から令和7年6月30日までに仮想サーバを新統合基盤へ移行することを想定している。したがって、令和7年3月31日までに仮想サーバを新統合基盤へ移行できる状態にすること。

本調達においては、仮想サーバの移行作業は含まれないが、移行方法については提案すること。なお、上記移行想定期間の前倒しについても提案可とする。

### (2) 移行対象の仮想サーバ

別紙3のとおり。ただし現時点でのものであり、今後増減する可能性がある。

### (3) 仮想サーバ移行方法

仮想サーバの移行方法については以下に留意して提案すること。

- ・ 仮想マシンを移行する際は、ダウンタイムを最小化すること。
- ・ 仮想マシンのIPアドレス、ゲストOS及びデータベースを変更しないこと。
- ・ 個別業務システム管理者の作業を最小化すること。また個別業務システム管理者が行うべき作業を具体的に提示すること。
- ・ 移行に伴い、現在稼働中の既存ネットワークへ負荷がかかり、現行統合基盤及び他業務システム等へ悪影響が生じないように取り計らうこと。

### (4) 現統合基盤との接続

- ・ 移行作業で一時的に必要な機器類、通信回線等については、本調達に含めること。
- ・ 移行作業で現統合基盤に接続する際には、県と現統合基盤の運用管理を受託している事業者（以下現統合基盤管理事業者という。）と協議して実施すること。また、現統合基盤管理事業者に委託作業が発生する場合は、その費用を本調達に含めること。
- ・ 移行作業でネットワークの設定変更等が発生する場合は、県と行政ネット管理事業者と協議して実施すること。行政ネット管理事業者に委託作業が発生する場合は、その費用を本調達に含めること。

### (5) 個別業務システム管理者への支援

- ・ 個別業務システム管理者が実施すべき作業の手順書を作成すること。
- ・ 個別業務システム管理者が実施すべき作業の日程調整を行うこと。
- ・ 個別業務システム管理者からの問い合わせ等に対応すること。

## 第4章 テスト作業要件

### 1 テストの計画

テスト実施前にテスト実施計画書を提出し、県の承認を得ること。

#### (1) テストの実施内容

テストで実施すべき内容を以下に示す。なお、受託者においてテストの実施が必要な項目が別途ある場合は、追加することは差し支えない。

- ・ ネットワーク構成
- ・ 各機器の動作
- ・ バックアップ及びリストア
- ・ 移行作業に使用するネットワーク構成及び機器
- ・ 仮想マシンの移行作業

#### (2) テスト実施計画書に記載すべき主な項目

テスト実施計画書に記載すべき主な項目を以下に示す。なお、受託者において必要な項目がある場合は、追加することは差し支えない。

- ・ テストの目的
- ・ テスト実施体制及び各々の役割
- ・ テストに係る作業及び各々のスケジュール
- ・ テスト実施環境
- ・ テストの開始基準及び完了基準
- ・ テスト評価基準（品質指標）

### 2 テストの実施及び評価

テスト実施計画書に基づき、以下のとおりテストを実施すること。

- ・ 各テスト実施計画書に従い、テストを実施すること。
- ・ 摘出した課題の管理と対処は確実に行うこと。
- ・ テスト期間中の定例進捗会議において、テストの状況と見解を報告すること。
- ・ 各テスト完了後、速やかにテスト結果及び品質の分析・評価を行い、報告書を県に提出すること。

## 第5章 運用保守要件

### 1 運用保守設計

本調達には統合基盤の運用は含まれないが、運用を行うことを想定して、「2 運用保守要件」に示す内容に沿って運用設計をすること。

### 2 運用保守要件

統合基盤の運用保守要件について以下に示す。

#### (1) ハードウェア

- ・ 統合基盤稼働にあたり重要な機器については、目視や監視ツールなどで行うこと。
- ・ 監視結果については、月に1回報告すること。
- ・ 稼働に重要な影響を及ぼす障害については、必要な処置を実施するとともに、速やかに担当 SE が県に状況を報告すること。
- ・ 統合基盤稼働に必要なログを取得し、状況に応じて解析を行うこと。
- ・ その他必要な作業を行うこと。

#### (2) ソフトウェア等

- ・ ソフトウェアのパッチ等について、適用の可否を判断したうえで県に報告すること。
- ・ 管理ツール等のユーザ管理を適切に実施すること。
- ・ 仮想化ソフト上でリソースの使用状況を監視し、仮想マシンの動作に影響を及ぼす常用となった場合は、対応策を県に提示すること。
- ・ 前項により協議した対応策に基づき、リソースの再配分等の作業を実施すること。
- ・ 統合基盤稼働に必要なログを取得し、状況に応じて解析を行うこと。
- ・ その他必要な作業を行うこと。

#### (3) ネットワーク

- ・ ネットワークの死活監視を行うこと。
- ・ 監視によりリンクダウン等の障害が発生した場合は、必要な処置を実施するとともに、速やかに担当 SE が県に状況を報告すること。
- ・ その他必要な作業を行うこと。
- ・ ネットワークの設定に変更があった場合は、必要なドキュメントを修正すること。

(4) バックアップ

- ・ OS イメージバックアップの取得状況を確認すること。
- ・ OS イメージバックアップが失敗した場合は、速やかに再取得等の処置を実施すること。
- ・ OS イメージバックアップからのリストアが必要な状況となった場合、または県からの指示があった場合は、OS イメージバックアップからのリストアを実施すること。

(5) 個別業務システム各種支援

- ・ 個別業務システム管理者から提出された申請に基づいて仮想マシンを作成、設定変更、削除を実施すること。
- ・ 仮想マシン作成にあたり、リソース配分や構築の可否など、県に技術的な助言を行うこと。
- ・ 個別業務システム管理者が構築作業を実施するため、ユーザ作成など環境整備を行うこと。また、必要に応じて個別業務システム管理者への技術的な助言を行うこと。
- ・ 個別業務システム管理者から提出された申請に基づいて、バックアップの設定を行うこと。
- ・ 個別業務システム管理者から求められた場合は、バックアップのリストアの試験を実施すること。

(6) 台帳整備

- ・ 個別業務システムに関する仮想マシン名、ネットワーク情報、リソース配分状況などを記録した台帳を整備し、随時変更内容を反映させること。

(7) セキュリティ

- ・ セキュリティに精通した要員を配置し、統合基盤に関するセキュリティについて必要な処置を行うこと。
- ・ セキュリティに関する情報を収集し、統合基盤を起因として個別業務システムに影響を及ぼすと考えられる場合は、県に情報提供し技術的な助言を行うこと。
- ・ 付属のネットワーク機器等について、外部からの攻撃リスクが最も高いことから、各メーカーから提供されるセキュリティパッチを速やかに適用すること。

(8) SLA (Service Level Agreement)

統合基盤の稼働は24時間365日とする。また、運用保守において表10のとおりSLAを設定する。努力目標型とするが、目標値を大きく下回るまたは複数回下回る事態になった場合、県は改善を求めることができること。



表 10 SLA (Service Level Agreement)

項番	SLA 項目	目標値	評価方法
1	サービス稼働率	99.9%以上	$((\text{実際の稼働時間}) / (\text{予定した稼働時間} - \text{正当理由のある停止時間})) \times 100$
2	障害通知時間	20 分以内	異常検知後、県に通知するまでの時間
3	障害回復時間	180 分以内	初報連絡時刻からサービスが回復するまでの時間
4	規定時間内問い合わせ 回答順守率	90%以上	$(\text{規定時間内での回答件数} / \text{全問い合わせ件数}) \times 100$
5	バックアップ取得率	99.5%以上	$(\text{取得回数} / \text{規定回数}) \times 100$

## (9) その他

- ・ 運用保守に係る各作業については、手順書を作成し、それに基づいて作業を行うこと。
- ・ 手順書は、随時更新を行うこと。
- ・ 県が求めた場合には、手順書を提示すること。
- ・ 運用保守要員を適切に配置すること。
- ・ 受託者内、及び県との障害発生時の連絡体制を確立すること。

## 3 ドキュメントの管理

各種納品物について、運用保守期間中に内容の変更が生じた場合には、随時改訂を行い、更新履歴を付して県に提出すること。

## 4 問い合わせ窓口

- ・ 県の統合基盤管理者からの問い合わせに対応するための窓口を設置すること。
- ・ 電話または電子メール等で問合せに対応すること。
- ・ 日本語で対応可能であること。
- ・ 電話対応は、岩手県庁開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付し対応すること。ただし、統合基盤稼働に疑念が生じるなど緊急性が高い場合は上記時間外も対応すること。

## 5 作業報告

- ・ 監視状況やソフトウェアのアップデート及び仮想マシン作成など各種作業内容を記載した運用報告書を提出すること。
- ・ 障害が発生した場合は、障害報告書を提出すること。
- ・ 年に 4 回以上定例会を実施し、統合基盤の運用に関する課題等を議論する場を設けること。

## 第6章 開発作業体制及び作業方法

### 1 作業体制

- (1) 受託者は、業務を円滑に進めるために十分な体制を取ること。
- (2) 契約締結後、県に提出するプロジェクト計画書に体制図を含めること。
- (3) プロジェクトを管理・主導する者として、業務の遂行に必要な関連知識及びプロジェクトマネジメント知識体系の知識・経験を有し、また以下のいずれかによりそれを証明できる者を従事させること。
  - ア 経済産業省情報処理技術者試験プロジェクトマネージャ試験合格者。
  - イ PMI (Project Management Institute) が認定する PMP (プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル) の資格を取得し維持している者。
  - ウ 上記いずれかの試験合格者・資格保有者と同等の能力を有することを、経歴等により明らかにできる者。
- (4) セキュリティを担保するため、情報処理安全確保支援士またはそれと同等の資格を取得している者、あるいは同等の能力を有することを経歴等により明らかにできる者を従事させること。
- (5) プロジェクト責任者及びプロジェクトを管理・主導する者は、事前に県が承認した場合を除き、契約日から新システム稼働日までの期間中同一の人物とすること。

### 2 構築方法

#### (1) プロジェクト計画

受託者は、契約後速やかにプロジェクト計画書を作成し、県の承認を得ること。また、プロジェクト計画書に変更の必要が生じた場合、都度県に更新版を提出し、承認を得ること。

プロジェクト計画書に記述すべき主たる項目を、以下に示す。

なお、ウの体制図には、各要員の保有する技術的な資格及び今回の構築で利用する技術を用いた業務の経験を記載すること。

- ア プロジェクトの目的
- イ プロジェクト管理方針
- ウ 体制図
- エ スケジュール
- オ 進捗管理計画
- カ 品質管理計画
- キ リスク管理計画
- ク WBS

## (2) 進捗管理

進捗状況の確認、各種打合せ、リスクや問題の共有のため、作業期間中、表 11 に示す進捗会議を行うこと。会議後には議事録を作成し、県の承認を得ること。

なお、表 11 項番 1 の会議体については、進捗の遅れ等、プロジェクトに問題が生じた場合には、頻度を上げて開催する等、状況に応じ柔軟に運用すること。

表 11 進捗会議体

項番	会議体	開催頻度	参加者
1	定例進捗会議	月 2 回程度	県科学・情報政策室員及び受託者
2	全体進捗報告	月 1 回	県各関連所属及び受託者

## 第7章 契約条件等

### 1 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、提案により、構築期間の短縮等に伴う契約期間の前倒しを認める。

### 2 業務の再委託

(1) 受託者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

(2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

(3) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、県が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

(4) 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

### 3 契約不適合責任

(1) 検収完了後、納入成果物に不適合があると認められる場合は、県は、受託者に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

(2) (1)の規定は、県の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(3) (1)の規定する場合において、その不適合が県の提供した資料等の性質又は県の与えた指示によって生じたものであるときは、県は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(4) 受託者が(1)の契約不適合責任を負うのは、納入成果物を県に引き渡したときから1年以内であって、かつ県が当該契約不適合を知った時から1か月以内に県から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、納入成果物を県に引き渡したときにおいて、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### 4 次々期システム移行支援

##### (1) 移行支援

次々期システムにおいても業務を滞りなく継続するため、本システムで使用している、移行に必要な各種情報資産を提供すること。次々期システムの移行に必要な情報の開示等、積極的に協力すること。

##### (2) 対象資産

- ア 県がシステムに登録した情報の全て（初期登録データを含む）
- イ システムの設定情報
- ウ ネットワークの設定情報 等

##### (3) 留意事項

- ア 対象資産の提供は、本調達の範囲内とする。
- イ 対象資産の提供期日は、別途協議の上定める。

#### 5 知的財産権の帰属等

- (1) 本調達に係る作業過程において作成した成果物、改修されたプログラムに対する権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、県から受託者に本調達に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。但し、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。
- (2) パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、本調達の成果物に係る著作権者人格権を行使または主張しないものとする。
- (4) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。
- (5) システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、県に帰属するものとする。

## 6 機密保持

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のアないしオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
- ア 県から取得した時点で、既に公知であるもの
  - イ 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
  - ウ 法令等に基づき開示されるもの
  - エ 県から秘密でないと指定されたもの
  - オ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議の上、承認を得たもの
- (2) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に県に返却するものとする。

## 7 受託者の要件

- (1) 個人情報の保護  
 プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備  
 本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ ISMS（情報セキュリティ管理システム）について ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に基づく認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。
- (3) 品質の確保  
 ISO9001 の認証を取得、又は、同等の品質管理体制を確立していること。

## 8 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
  - ア 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「運用管理者等」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
  - イ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
  - ウ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
  - エ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
  - オ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
  - カ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。